衛生委員会設置運営要領

| Rev | 改廃内容 | 日 付 | 作 成 者 | 承認日 |
|------|--|-------------|-------|-------------|
| 1. 0 | 初版 平成元年8月1日から平成10年7月 1日までの改正記述省略 | S61. 02. 01 | 総務部 | S61. 02. 01 |
| 1.1 | 構成員、任務、役割等の明確化 | H21. 05. 01 | 総務部 | H21.04.23 |
| 1.2 | 第3条構成員 (4) 衛生の経験を有する 者の増員等 | H22. 10. 19 | 総務部 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

衛生委員会設置運営要領

規程番号 1001-0000-04-要制定日 1986年 2月 1日 改正日 2010年10月19日

(名称)

第 1条 この会の名称は、三重県農協情報センター衛生委員会(以下「委員会」という)とする。

(目的)

第 2条 委員会は、職場における従業員の労働災害および健康障害の防止ならびに健康保持・増進を図ることを目的とする。

(構成員)

- 第 3条 委員会は、次の基準により構成する。
 - (1)事業を統括管理する者 1名
 - (2) 産業医 1名
 - (3) 衛生管理者 1名
 - (4) 衛生の経験を有する者 4名
 - 2 前項 (2) \sim (4) の半数は、労働組合または労働者の過半数を代表する者の推薦を受けた者とする。

(任務)

- 第 4条 委員会は、次の事項について協議する。
 - (1)従業員の健康障害を防止するための基本対策。
 - (2) 従業員の健康保持増進を図るための基本対策。
 - (3) 労働災害の原因・再発防止対策で衛生に関すること。
 - (4) その他、法に定める従業員の健康障害の防止に関する重要事項。
 - 2 委員会は、上記事項について調査・審議し、会社に意見を述べることを任務とする。

(組織)

- 第 5条 委員会には、委員長1名をおく。
 - 2 委員長は、第3条に定める「事業を統括管理する者」とし、総務部長があたる。

(運営)

- 第 6条 委員会は、原則として毎月1回以上開催し、委員長がこれを召集する。
 - 2 委員会の議長は委員長がこれを行う。
 - 3 委員会の事務局は総務部におく。
 - 4 委員会における重要事項については、これを記録し3カ年間保存する。
 - 5 委員会の協議結果については、委員長がその都度常勤役員に報告する。

(任期)

- 第 7条 委員の任期は、1カ年間とする。ただし、再選を妨げない。
 - 2 委員会に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとし、この場合は前任者の残任期間とする。

(その他)

第 8条 委員会は、必要あるときは医学的・技術的見解等を産業医および関係機関等に適宜求めるものとする。

(改廃)

第 9条 この要領の改廃は、委員会の了承を得て、総務部長が行う。